

「協力雇用主」という社会貢献、 やってみませんか？



更生ペンギンのホロちゃん

協力雇用主とは？

犯罪や非行の前歴があることで定職に就けない刑務所出所者等[※]を、その事情を理解した上で雇用し、彼らの立ち直りに協力する民間の事業主の方々です。現在、全国に約24,000、兵庫県内には800を超える協力雇用主がいらっしゃいます。

刑務所に再び入所する人の約7割は無職であり、彼らの再犯を防止するためには就労支援や雇用の確保がとて重要で重要。犯罪の無い「安全な国 日本」を目指し、刑務所出所者等を雇用して下さる協力雇用主を募集しています。

※刑務所出所者等とは、刑務所を出所した人、少年院を出院した人及び保護観察を受けている人などです。



協力雇用主募集のホームページ
(法務省)

国と県がしっかりサポートします！

就労奨励金などの支給

- ・国の奨励金として、保護観察の期間中、最長1年間、最大72万円が支給されます。
- ・兵庫県は、刑務所出所者等を初めて雇用する雇用主に対し、雇用開始から4か月間の給与等の補助として、最大32万円を支給しています。

入札に対する加点

- ・法務省、兵庫県及び県内の一部市町において、主として公共事業の入札に参加する事業主に対し、協力雇用主であることなどに応じて、入札参加資格、又は総合評価落札方式において加点されるなどの優遇措置が付与されています。

身元保証制度

- ・刑務所出所者等により被った損害について、日本更生保護協会から見舞金が支払われます。
※損害の填補ではありません。

栄典の授与

- ・法務省は、2018年秋の褒章以降、更生保護に寄与した功績により、協力雇用主に藍綬褒章を授与した実績があります。



更生ペンギンのホロちゃん・サラちゃん

誰でも登録できるの？

刑務所出所者等の立ち直りに協力していただける事業主の方であれば、法人登録されていない一人親方でも差し支えありません。ただし、暴力団組織等に関わりがある事業主や企業については、法令上、登録が認められないこととされているため、確認が行われます。

まずは、お気軽にお問い合わせください！

協力雇用主制度にご関心がおありでしたら、ぜひNPO法人兵庫県就労支援事業者機構へご連絡ください。経験豊富なスタッフが、事業主様の不安や疑問に親身にお答えいたします。

NPO法人兵庫県就労支援事業者機構 ☎078-855-6252 (平日10時~16時)

(お問い合わせの際は、「このチラシを見た」とお伝えください。)

※NPO法人兵庫県就労支援事業者機構は、国・兵庫県からの委託を受けて、協力雇用主の拡大や事業主支援、刑務所出所者等の職場定着支援に係る取組を行っています。

《協力雇用主への登録を希望される場合は・・・》

神戸保護観察所 就労支援班あてに協力雇用主の登録を希望する旨をお申し出ください。
電話(078-351-4015)または本チラシ裏面のFAX送信票に必要事項を記載してご送付ください。
お申し出いただいた後、神戸保護観察所から登録に必要な書類について書面でご連絡いたします。

あなたの熱意が、立ち直りの助けとなります。
ぜひ、協力雇用主としてご登録ください！



アシカ親方

FAX送信票

078-366-2227 神戸保護観察所 就労支援班 あて

協力雇用主の登録申込書

企業名・事業所名 一人親方で法人登録されていない場合は個人名又は任意の名称（田中工業、井上工務店）を記載していただいて差支えありません。	名称は、よみがなを付記願います。 名称 業種	
事業主の氏名	よみがなを付記願います。	
	携帯	
事業所の住所	(〒 -) ◎ 観察所の名称が印字された封筒で資料をお送りしてよろしいか。 <input type="checkbox"/> 差し支えありません。 <input type="checkbox"/> 無地の封筒を希望します。	
	電話	
申請書類等の送付先 上記事業所の住所以外への郵送を希望される場合は、本欄にご記入願います。	(〒 -)	
要望事項・質問事項 ご自由に記載ください。		

お問い合わせ先： 兵庫県就労支援事業者機構 078-855-6252